

一般社団法人固体バイオ燃料標準化協議会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人（以下、「当協議会」という。）は、一般社団法人固体バイオ燃料標準化協議会と称し、

英文ではJapan Biomass Fuel Standardization Association と表示する。

(事務所)

第2条 当協議会は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

2 当協議会は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当協議会は、固体バイオ燃料が国際規格に沿って生産、取引及び消費され、我が国がその規格

策定に主導的な役割を果たすために、ISO/TC238 専門委員会等での情報収集及び提言並

びに国際規格の国内普及に向けた活動等を行い、バイオマス産業及び農林水産業の発展に寄与す

ることを目的とする。

(事業)

第4条 当協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①固体バイオ燃料国際規格のキャッチアップ及び国際規格策定への提言
- ②固体バイオ燃料国際規格専門委員会（ISO/TC238）年次会議への出席
- ③固体バイオ燃料国際規格普及のためのセミナー開催
- ④その他前各号に附帯関連する、本協議会の目的を達成するために必要な一切の事業

第3章 会 員

(会員)

第5条 当協議会は、当協議会の目的に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により当協議会の

会員となった正会員及び賛助会員（以下、「会員」とする。）をもって構成する。

2 正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上

の社員とする。

(会員の資格取得)

第6条 当協議会の会員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、総会において別に定める額の入会金及び会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、原則として退会の1か月前までに別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、退会までに未納の会費がある場合には、退会をしたにもかかわらず当協議会に納める必要がある。また、退会する前に納めた会費は返還しない。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (一) この定款その他の規則に違反したとき。
- (二) 当協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (三) 会費を滞納し、催促から相当期間経過後も支払わないとき。
- (四) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前二条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (一) 会費の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (二) 総会員が同意したとき。
- (三) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 総会は、正会員（以下「社員」という。）をもって構成する。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (一) 会員の除名
- (二) 理事及び監事の選任又は解任
- (三) 理事及び監事の報酬等の額

(四) 計算書類等の承認

(五) 定款の変更

(六) 解散

(七) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度に1回、前事業年度終了後3か月以内に開催するほか、

必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(社員による招集の請求)

第15条 社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、総会の目的であ

る事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、代表理事がこれにあたる。

2 代表理事に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれ

に代わる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数

を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない社員は、書面をもって議決権を行使し、又は、

他の社員1名を代理人として議決権の行使を委任することができる。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分

の2以上に当たる多数をもって行う。

(一) 会員の除名

(二) 監事の解任

(三) 定款の変更

(四) 解散

(五) その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第20条 当協議会に、次の役員を置く。

(一) 理事3名以上10名以内

(二) 監事1名以上

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当協議会を代表し、その業務を執行する。

3 当協議会を代表する理事を会長とする。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当協議会の業務及び財産の

状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終

結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終

結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により

退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 当協議会は、理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 当協議会に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

(一) 当協議会の業務執行の決定

(二) 理事の職務の執行の監督

(三) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、

その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 当協議会の事業年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第33条 当協議会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、

監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号の書類については

その内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

(一) 事業報告

(二) 貸借対照表

(三) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年

間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従

たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第34条 当協議会は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第36条 当協議会は、次の事項に該当するときは解散する。

(一) 総会の決議

(二) 社員の欠亡

(三) 破産の手続き開始の決定

(四) 当社団法人が消滅する合併

(五) 一般法人法第261条第1項又は第268条の規定による解散を命ずる裁判

(残余財産の帰属)

第37条 当協議会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及

び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共

団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 38 条 当協議会の公告は、官報に掲載する方法により行う。

令和 5 年 9 月 1 日 制定